

令和5年度

高森町一般会計補正予算（第7号）
概要書

介護基盤緊急整備特別対策事業補助金

● 県補助金を活用して、介護予防拠点としての公民館改修を行います。

【事業概要】

令和5年度の事業として、**5箇所の採択**について内示済み。

(永野原公民館、下山公民館、今村公民館、上玉来公民館、河地公民館)

※国から県への内示時期が大幅に遅れたため、今回の予算計上。

※予算の関係で不採択事業がある中、**本町は「全て採択」**。

【これまでの実績】

R元年度：15箇所

R2年度：16箇所

R3年度：12箇所

R4年度：4箇所

R5年度：5箇所（今回計上分）**合計 約4億円**

【整備後の活用】

- ・ 週1回の通いの場（介護予防活動）を住民主体で実施。
⇒いきいき百歳体操、ボッチャ、eスポーツ、茶話会 等
- ・ 理学療法士による体力測定及びリモート結果説明（半年に1度）



事業費	補助額	一般財源
4,437万円	4,437万円	0円

物価高騰重点支援給付金

●物価高騰による負担が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事を目的に、住民税均等割のみ課税世帯、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に扶養されている18歳以下の子を対象として給付金を給付します。

【支給対象者】

- 住民税均等割のみ課税：基準日において世帯全員のR5年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯
- 18歳以下加算給付（子ども加算）：基準日において世帯全員のR5年度分の住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯で扶養されている18歳以下の子ども。

【給付額】

- 住民税均等割のみ課税：1世帯当たり10万円
- 18歳以下加算給付：1人当たり5万円
(非課税世帯＋住民税均等割のみ課税世帯)

【給付の方法】

- ①対象世帯に確認書又は申請書を送付
- ②確認書又は申請書を住民福祉課まで返送【申請期限：3月末予定】
- ③住民福祉課で内容を確認後に指定口座への振込



事業費	補助額	一般財源
4,435万円	2,221万円	2,214万円